

特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（武蔵野市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例 にかかるとの部分）

居宅訪問型事業（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）

（令和3年7月1日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

## 指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	指導検査基準に適合していない事項で、B評価以外のもの
B	口頭指導	指導検査基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
A	助言指導	指導検査基準に適合しているが、水準向上のための「助言指導」を行う。

※ 評価区分がA評価の事項であっても、前回の指導検査において、B評価の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C評価の指摘とする。

# 目

# 次

1	保育に従事する者の数及び資格	
(1)	保育に従事する者の数	1
(2)	保育に従事する者の有資格者の数	1
(3)	保育士の名称	1
2	非常災害に対する措置	
(1)	防災上の必要な措置の実施	1
3	保育内容	
(1)	保育の内容	1、2
(2)	保育に従事する者の保育姿勢等	2
(3)	保護者との連絡等	2
4	食事の提供	
(1)	衛生管理の状況	2
(2)	食事内容等の状況	2、3
5	健康管理・安全確保	
(1)	小学校就学前子どもの健康状態の観察	3
(2)	職員の健康診断	3
(3)	感染症への対応	3
(4)	乳幼児突然死症候群に対する注意	3
(5)	安全確保	3、4
6	利用者への情報提供	

(1)	施設及びサービスに関する内容の提示	4
(2)	サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	5
(3)	保育サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	5
7	備える帳簿	
(1)	職員に関する書類等の整備	5
(2)	在籍（利用）小学校就学前子どもに関する書類等の整備	5

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法施行規則（平26年内閣府令第44号）	法施行規則
2	労働基準法（昭和22年法律第49号）	労働基準法

指導検査基準

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
<b>1 保育に従事する者の数及び資格</b>				
(1) 保育に従事する者の数 原則、1人に対して小学校就学前子ども1人  〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	保育に従事する者が1人で保育している小学校就学前子どもの数	(1) 法施行規則第1条第1項第3号イ	(1) 小学校就学前子どもの数が1人を超えている。	C
(2) 保育に従事する者の有資格者の数  〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有するものをいう。	有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了したものであるか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ロ	(1) 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 ※ 採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。	C
(3) 保育士の名称	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号イ(3)	(1) 調査内容欄の事項につき、違反がある。	C
<b>2 非常災害に対する措置</b>				
(1) 防災上の必要な措置の実施	防災上の必要な措置が講じられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ハ	(1) 地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。	C
<b>3 保育内容</b>				
(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を参考に、適切な保育が行われているか。	a 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。  b 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。  (a) 小学校就学前子どもの日々の生活リズムに沿った保育が実施されているか。  (b) 必要に応じ入所小学校就学前子どもに入浴又は清拭をし、体の清潔が保たれているか。  (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。  (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(1)  (1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)  (1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(3)  (1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)  (1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)  (1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)	(1) 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない、又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (a) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (b) 小学校就学前子どもへの養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (c) 小学校就学前子どもの遊び等に関する事項 (d) 保育の実施に関して留意すべき事項	C

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	c 小学校就学前子どもに漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関りが少ない「放任的」な保育内容になっていないか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(4)		
(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 ア 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(6)	(1) 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない、又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分	B
	b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上が図られているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(7)	(1) 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	B
イ 小学校就学前子どもの人権に対する十分な配慮	小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないように、小学校就学前子どもの人権に十分配慮がされているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(8)	(1) 配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。	C
ウ 児童相談所等の専門的機関との連携	利用小学校就学前子どもについて、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。  ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(9)	(1) 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 (2) 対応が不十分	C B
(3) 保護者との連絡等 ア 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での小学校就学前子どもの様子を、保育に従事する者からは保育中の小学校就学前子どもの様子を、連絡しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(10)	(1) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	B
イ 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。  ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号ニ(11)	(1) 保護者の緊急連絡先等を把握していない。	C
<b>4 食事の状況</b>				
(1) 衛生管理の状況  〔考え方〕 食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うこと。	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ	(1) 衛生面等必要な注意が払われていない。	C
(2) 食事内容等の状況	a 小学校就学前子どもにミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の小学校就学前子どもについて食事後の状況に注意が払われているかなど小学校就学前子どもに対する配慮が適切に行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ	(1) 小学校就学前子どもに対する配慮が適切に行われていない。	C

調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
	b アレルギー疾患等を有する小学校就学前子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ	(1) アレルギー疾患等を有する小学校就学前子どもに対して適切な対応が行われていない。	C
<b>5 健康管理・安全確保</b>				
(1) 小学校就学前子どもの健康状態の観察 預かり及び引渡しの際、小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察を行い、保護者から小学校就学前子どもの状態の報告を受けているか。  ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(1)	(1) 十分な観察が行われていない。 (2) 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	C B
	b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ小学校就学前子どもの状態を報告しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(1)	(1) 十分な観察が行われていない。 (2) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	C B
(2) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(4)	(1) 実施されていない。 (2) 実施されているが、未実施者がいる。	C B
	b 食事の提供を行う場合には、その頻度等の実情に応じ、検便を実施しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ	(1) 実施されていない。	C
(3) 感染症への対応	感染予防のための対策が行われているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(7)	(1) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない、又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。	C
(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(8)	(1) 調査内容欄の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない、又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。	C
	b 満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。  ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(9)		
	c 保育中は禁煙を厳守しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(10)		
(5) 安全確保	a 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施を行っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(11)	(1) 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない、又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分 (a) 事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (b) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (c) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト） (d) ケガや急病等における応急手当の方法	C
	b 事故防止の観点から、危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(12)		
	c 不審者の立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1		



調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
		項第1号へ(13)	(実践)に関する事項 (e) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項 (f) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (g) 事故発生後における詳細な内容等の報告に関する事項	
	d 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(14)	(1) 職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。	C
	e 賠償責任保険に加入するなど、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(15)	(1) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	C
	f 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長）に報告する体制がとられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(16)	(1) 報告する体制がとられていない。 (2) 報告する体制がとられているが、不十分	C B
	g 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(17)	(1) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	C
	h 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられているか。	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(18)	(1) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	C
<b>6 利用者への情報提供</b>				
(1) 施設及びサービスに関する内容の提示	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 (a) 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 (b) 施設の名称及び所在地 (c) 事業を開始した年月日 (d) 保育提供可能時間 (e) 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 (f) 利用定員 (g) 保育士その他の職員の配置数又はその予定 (h) 設置者及び職員に対する研修の受講状況 (i) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (j) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 (k) 緊急時等における対応方法 (l) 非常災害対策 (m) 虐待の防止のための措置に関する事項 (n) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ (2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(19)	(1) 全く提示等がされていない。 (2) 調査内容欄の(a)～(m)の事項につき、提示内容又は提示の仕方が不十分	C B



調査事項	調査内容	関係法令等	評価事項	評価
(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、以下に掲げる当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における電磁的記録を含む。）の交付が行われているか。</p> <p>(a) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>(b) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>(c) 施設の名称及び所在地</p> <p>(d) 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>(e) 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>(f) 保育する小学校就学前子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>(g) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>(h) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ</p> <p>(2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(20)</p>	<p>(1) 書面等により交付されていない。</p> <p>(2) 調査内容欄の(a)～(h)の事項につき、交付内容が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) 保育サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われているか。</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ</p> <p>(2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(21)</p>	<p>(1) 適切な説明が行われていない。</p> <p>(2) 説明はされているが、内容が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<b>7 備える帳簿</b>				
(1) 職員に関する書類等の整備	<p>a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。</p> <p>b 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。</p> <p>(a) 労働者名簿（労働基準法第107条）</p> <p>(b) 賃金台帳（労働基準法第108条）</p> <p>(c) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ</p> <p>(2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(22)</p> <p>(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ</p> <p>(2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(22)</p>	<p>(1) 確認できる書類が備えられていない。</p> <p>(2) 整備内容が不十分</p> <p>(1) 調査内容欄に掲げる帳簿の整備状況が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(2) 利用小学校就学前子どもに関する書類等の整備	<p>利用小学校就学前子ども及び保護者の氏名、小学校就学前子どもの生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、小学校就学前子どもの利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。</p>	<p>(1) 法施行規則第1条第1項第3号ニ</p> <p>(2) 法施行規則第1条第1項第1号へ(22)</p>	<p>(1) 確認できる書類が備えられていない。</p> <p>(2) 内容が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p>

